

令和3年4月6日

「まん延防止等重点措置」にともなう施設運営の変更により、  
施設利用をキャンセルされた場合の利用料の返金について  
(特例還付)

ドーンセンター施設利用につき、大阪府より、まん延防止等重点措置の要請を受け  
下記のとおり指針が示されました。

2021年4月6日(火)～5月5日(水)の施設利用について、  
午後8時を超える利用によりキャンセルするもの

上記を理由とし、4月6日(火)～5月5日(水)の間に、ドーンセンターの施設利  
用をキャンセルされた場合、既に納付いただいている利用料金を全額返金いたします。

- ・返金の方法および返金の時期については順次ご対応させていただきます。
- ・特例還付の取り扱いについては、今後の感染状況等により変更する場合があります。

ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

ドーンセンター